

## サーキュラーエコノミースタートアップ企業ビジネスプランコンテスト 運営等業務委託仕様書

注1 この企画書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後は、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。  
協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

### 1 委託業務名

サーキュラーエコノミースタートアップ企業ビジネスプランコンテスト運営等業務委託

### 2 委託期間

契約日から令和7年1月31日（金）まで

### 3 目的

埼玉県におけるサーキュラーエコノミーの推進に向け、県内外のスタートアップ企業（起業を希望する者を含む。第二創業及び社内ベンチャー等も可）を対象とし、埼玉県内での事業展開を想定したビジネスプランのコンテストを開催する。また、コンテスト後に受賞した企業の埼玉県内での事業展開を支援することで、本県におけるサーキュラーエコノミーの取組を推進するとともに、サーキュラーエコノミースタートアップ企業を本県に誘致する。

### 4 コンテスト参加対象者

埼玉県内で事業を実施している又は事業を実施する予定の者であって、下記の条件のいずれかを満たす者とする。なお、埼玉県内の事業所等の有無を問わない。

- (1) 独自のビジネスモデルにより事業成長を目指すスタートアップ企業
- (2) 起業を希望する者（学生を含む。）
- (3) 既存の法人による第二創業
- (4) 既存の法人における社内ベンチャー
- (5) (1)～(4)に準ずる者

### 5 委託業務内容

委託業務に関する全体スケジュールは、下記を予定している。

令和6年6月上旬～7月下旬	コンテスト開催に関する周知・広報
令和6年8月上旬～9月下旬	コンテスト参加者の公募
令和6年10月中旬	1次審査（書類審査）
令和6年11月12日※1	最終審査（プレゼンテーション審査）

※1 最終審査（プレゼンテーション審査）の開催時間は、埼玉県と協議の上決定すること。

(1) 事務局運営

事務局運営のため、電話番号、電子メールアドレスを準備し、問合せ等の対応をすること。（土日、祝日を除く9時～17時）

(2) ビジネスプランコンテストの企画及び周知広報

募集要項及び応募様式の策定を行うこと。

また、コンテスト参加対象者の募集にあたってはチラシをデザインし、印刷・配布すること。チラシの配布に当たって、媒体は紙及び電子の両方で行うこと。チラシの仕様、印刷部数、配布先等の詳細については、委託者との協議により決定すること。

埼玉県内外から応募者を集めるための工夫（県内外の支援機関等との連携、オンラインによる説明会・交流会等の開催等）をすること。詳細は、委託者との協議により決定すること。

周知広報により、20者程度の応募者を確保するよう努力すること。

(3) 1次審査

1次審査は書類審査とし、選定数は8者程度とする。

審査基準及び審査員は、受託者が提案し、委託者と協議の上、決定すること。なお、審査員の女性比率は42%以上とすること。

応募受付、応募書類の整理、1次審査の開催準備・運営、選考結果の取りまとめ及び選定結果の通知を行うこと。

(4) 最終審査

ア 企画・運営

最終審査は、公開プレゼンテーション審査とし、令和6年11月12日（火）に開催すること。当日のスケジュールや事前準備等は、委託者と協議の上、決定すること。

運営に当たっては、事前にシナリオやタイムスケジュール等の運営資料を作成し、委託者と共有すること。

審査に当たっては、中立性を確保するとともに多様な視点から審査を行えるよう審査員候補を選定すること。審査基準及び審査員は、委託者と協議の上、決定すること。なお、審査員の女性比率を42%以上とすること。

最優秀賞1者、優秀賞2者、特別賞1者を選定し、表彰状を授与すること。副賞は、最優秀賞には100万円、優秀賞には50万円、特別賞には30万円の賞金を用意すること。

コンテストの趣旨に賛同し共催・後援・協賛する企業・団体等（以下、協賛企業等）を募ること。企業・団体賞や副賞を設けることも可とする。企業・団体賞や副賞の内容等は、委託者と協議の上、決定すること。

審査員が受賞者の選定を行っている間、出展者の事業展開を推進するため、会場において出展者と観覧者が交流する企画を用意すること。

#### イ 最終審査会場

最終審査会場は、さいたま市内とし、委託者と協議の上、決定し、会場（控室、設備、機器・備品類を含む。）は受託者が準備すること。会場規模は50人以上100人未満であること。会場には、出展者による展示スペース（観覧者との交流も含む。）を確保すること。

また、最終審査は、会場と動画配信（開催後の録画動画の配信でも可）での開催とすること。

#### ウ 表彰

プレゼンターは、委託者と協議の上、決定すること。

受賞者への副賞（最優秀賞100万円、優秀賞50万円、特別賞30万円の賞金）の支払いは委託内容に含むこと。なお、支払い方法や支払時期は、委託者と協議の上、決定すること。

#### エ 周知・広報

最終審査会の開催に際して、観覧者を募集すること。観覧者は、コンテスト後の事業展開を支援できる者を含むこと。募集広報の方法等については、委託者との協議の上、決定すること。

最終審査会の模様について、プレス関係者が取材可能となるよう準備対応するとともに、事前にプレス関係者に対して周知すること。

観覧者に当日配布するパンフレットをデザインし、印刷・当日配布すること。パンフレットの仕様、部数等の詳細については、委託者との協議の上、決定すること。

#### (5) 受賞者のPR冊子の作成

コンテスト後に、受賞者を紹介する冊子を作成すること。作成に当たって、媒体は紙及び電子の両方で行うこと。冊子の仕様、印刷部数、配布先等の詳細については、委託者との協議により決定すること。

#### (6) 報告書の作成

業務の実施結果報告書を下記の通り作成し提出すること。

##### ア 提出物

事業実施報告書（電子データ）

報告書の内容については、事前に委託者の承認を受けること。

##### イ 提出期限

令和7年1月31日（金）

ウ 提出先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部産業創造課 ものづくりイノベーション推進担当

(7) その他

ア コンテストの趣旨に賛同する協賛企業等を募集する場合には、事前に委託者に協議し、その承認を受けること。協賛企業等が事業資金や物品・支援等サービスの提供を行う場合も同様とする。

イ コンテスト参加者の募集、最終審査会観覧者の募集に当たっては、専用のホームページを構築すること。

ウ 周知・広報等でSNSを使用する場合には、事前に委託者と協議するとともに、受託者が当該SNSを管理すること。

6 著作権等

ホームページやチラシ等の各種広報物、ロゴ、名称等の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないように留意すること。

本委託業務で作成したホームページやチラシ等の各種広報物、ロゴ、名称等及び写真やイラスト等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定された受託者の権利については行使しないものとする。）は委託者に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、委託者が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 本委託業務の遂行に当たっては、提案内容に基づき委託者と調整を図りつつ進めるものとする。

(2) 受託者は、適切な事業推進体制と作業スケジュールにより業務を実施することとし、随時委託者及び関係者と打合せをすること。

(3) 本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 本委託業務の遂行により知り得た情報等を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(5) 本委託業務の遂行により知り得た情報等を複写又は複製してはならない。

(6) 本委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。

る。

- (7) 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を県に報告しなければならない。
- (8) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。
- (9) 委託者が受託者を決定した後、業務実施上疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項については、遅滞なく委託者と協議を行い定めることとする。